

議案第74号

研究学園都市計画つくば市下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年9月3日

つくば市長 五十嵐立青

研究学園都市計画つくば市下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例

研究学園都市計画つくば市下水道事業受益者負担金条例（平成元年つくば市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第3条、第5条第1項、第6条第1項及び第3項並びに第7条中「市長」を「管理者」に改める。

第8条中「市長」を「管理者」に、「規則に」を「管理者が」に改める。

第9条中「市長」を「管理者」に改める。

第10条第1項中「次の各号」を「管理者は、次の各号」に改め、同条第2項中「国」を「管理者は、国」に改め、同条第3項中「次の各号」を「管理者は、次の各号」に改め、同条第4項中「事業」を「管理者は、事業」に改める。

第11条から第14条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第15条中「規則で」を「管理者が」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に改正前の研究学園都市計画つくば市下水道事業受益者負担金条例の規定に基づいて市長が行った処分その他の行為又は市長に対して行われた申請その他の行為で、改正後の研究学園都市計画つくば市下水道事業受益者負担金条例の規定に基づき管理者が処理することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、管理者が行った処分その他の行為又は管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。

## 研究学園都市計画つくば市下水道事業受益者負担金条例（平成元年つくば市条例第32号）新旧対照表

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| 第1条 (略)<br>(受益者)  | 第1条 (略)<br>(受益者)  |
| 第2条 (略)<br>2 <u>下水道事業の管理者の権限を行う市長</u> （以下「管理者」という。）は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたとみなして、前項の受益者を定めることができる。<br>(排水区域の公告) | 第2条 (略)<br>2 <u>市長</u> は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたとみなして、前項の受益者を定めることができる。<br>(排水区域の公告) |
| 第3条 管理者は、この条例の施行後遅滞なく排水区域の名称、区域及び地積を告示しなければならない。  | 第3条 市長は、この条例の施行後遅滞なく排水区域の名称、区域及び地積を告示しなければならない。   |
| 第4条 (略)<br>(賦課対象区域の決定等)   | 第4条 (略)<br>(賦課対象区域の決定等)   |
| 第5条 管理者は、年度の当初に、負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを告示しなければならない。<br>2 (略)<br>(負担金の賦課及び徴収)  | 第5条 市長は、年度の当初に、負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを告示しなければならない。<br>2 (略)<br>(負担金の賦課及び徴収)   |
| 第6条 管理者は、前条の告示の日現在における当該告示のあった賦課対象区域の土地に係る受益者ごとに、第4条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。<br>2 (略)<br>3 管理者は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該負担   | 第6条 市長は、前条の告示の日現在における当該告示のあった賦課対象区域の土地に係る受益者ごとに、第4条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。<br>2 (略)<br>3 市長は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該負担                     |

金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。

4 (略)

(負担金の繰上徴収)

第7条 管理者は、次の各号の一に該当する場合は、既に確定した負担金でその納期限においてその金額を徴収することができないと認められるものに限り、その納期限前においても負担金を繰り上げて徴収することができる。

(1) – (4) (略)

(負担金の徴収猶予)

第8条 管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、管理者が定めるところにより、負担金の徴収を猶予することができる。

(1) – (3) (略)

(徴収猶予の取消し)

第9条 管理者は、前条の各号の一に規定する徴収猶予の事由が消滅した場合は、これを取り消すことができる。

(負担金の減免)

第10条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する用途に使用する土地の負担金については、免除することができる。

(1) – (5) (略)

2 管理者は、国又は地方公共団体が次の各号に掲げる用途に供する土地の負担金については、当該各号に定める割合を乗じて得た額（1円未満の端数を切り捨てた額とする。）を減額することができる。

(1) – (3) (略)

3 管理者は、次の各号に掲げる用途に供する土地の負担金については、当該各号に定める割合を乗じて得た額（1円未満の端数を切り捨てた額とする。）を減額す

金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。

4 (略)

(負担金の繰上徴収)

第7条 市長は、次の各号の一に該当する場合は、既に確定した負担金でその納期限においてその金額を徴収することができないと認められるものに限り、その納期限前においても負担金を繰り上げて徴収することができる。

(1) – (4) (略)

(負担金の徴収猶予)

第8条 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、規則に定めるところにより、負担金の徴収を猶予することができる。

(1) – (3) (略)

(徴収猶予の取消し)

第9条 市長は、前条の各号の一に規定する徴収猶予の事由が消滅した場合は、これを取り消すことができる。

(負担金の減免)

第10条 次の各号のいずれかに該当する用途に使用する土地の負担金については、免除することができる。

(1) – (5) (略)

2 国又は地方公共団体が次の各号に掲げる用途に供する土地の負担金については、当該各号に定める割合を乗じて得た額（1円未満の端数を切り捨てた額とする。）を減額することができる。

(1) – (3) (略)

3 次の各号に掲げる用途に供する土地の負担金については、当該各号に定める割合を乗じて得た額（1円未満の端数を切り捨てた額とする。）を減額す

ることができる。

(1) – (5) (略)

4 管理者は、事業のため、下水道本管、取付管その他の排水施設及びポンプ施設（以下「排水施設等」という。）を提供した受益者に係る負担金については、当該負担金の額から当該排水施設等の工事費相当額を減額することができる。ただし、当該受益者に係る当該負担金の額を限度とする。

（受益者に変更があった場合の取扱い）

第11条 第5条の告示の日後、受益者に変更があった場合において当該変更に係る当事者的一方又は双方がその旨を管理者に届け出たときには、新たに受益者となった者は従前の地位を承継するものとする。ただし、第6条第1項の規定により賦課された負担金のうち当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは従前の受益者が納付するものとする。

（排水区域が拡張された場合の取扱い）

第12条 管理者は、新たに排水区域が拡張された場合において必要と認めるときは、当該拡張された区域を一つの排水区域とみなして、この条例の規定を適用することができる。

（延滞金）

第13条 管理者は、第6条第3項の納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの期日に応じ、年10.95パーセントの割合を乗じて算出した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。

2 管理者は、受益者が前項に規定する納付期日までに負担金を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、同項の延滞金を減免することができる。

（督促手数料）

ることができる。

(1) – (5) (略)

4 事業のため、下水道本管、取付管その他の排水施設及びポンプ施設（以下「排水施設等」という。）を提供した受益者に係る負担金については、当該負担金の額から当該排水施設等の工事費相当額を減額することができる。ただし、当該受益者に係る当該負担金の額を限度とする。

（受益者に変更があった場合の取扱い）

第11条 第5条の告示の日後、受益者に変更があった場合において当該変更に係る当事者的一方又は双方がその旨を市長に届け出たときには、新たに受益者となった者は従前の地位を承継するものとする。ただし、第6条第1項の規定により賦課された負担金のうち当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは従前の受益者が納付するものとする。

（排水区域が拡張された場合の取扱い）

第12条 市長は、新たに排水区域が拡張された場合において必要と認めるときは、当該拡張された区域を一つの排水区域とみなして、この条例の規定を適用することができる。

（延滞金）

第13条 市長は、第6条第3項の納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの期日に応じ、年10.95パーセントの割合を乗じて算出した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。

2 市長は、受益者が前項に規定する納付期日までに負担金を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、同項の延滞金を減免することができる。

（督促手数料）

第14条 管理者は、督促状を発した場合においては、督促状1通について100円の督促手数料を徴収するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附則 (略)

第14条 市長は、督促状を発した場合においては、督促状1通について100円の督促手数料を徴収するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則で 定める。

附則 (略)